

道路占用(道路法32条)

◆道路占用とは

○道路上に電柱や公衆電話を設置する等、道路に一定の物件や施設などを設置し、継続して道路を使用することを「道路の占用」といいます。

(道路法第32条)

⇒今回、市道三溝線において整備を検討する「ベンチ、案内板、フラッグ等」も道路占用の対象物件であるため、道路占用手続きが必要となります。(道路管理者の許可が必要)



◆道路占用の特例制度とは

従来の道路法32条では、道路空間の活用に制限が出てしまう(活用の幅が狭い)ため、以下の道路占用の特例制度の活用を検討する必要があります。

- ①国家戦略特別区域法に基づく道路占用の許可基準の特例
- ②都市再生特別措置法に基づく道路占用の特例
- ③中心市街地活性化のための道路占用の特例

⇒ 特例制度を活用するためには、国に対する所定の手続きが必要となります。(特例が認められると、オープンカフェなど従来の道路占用では許可されないことが可能となります。)

